

学校法人愛知産業大学
理事長・学園長報酬規程

施行 平成13年1月26日

最終改正 令和元年12月10日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知産業大学の理事長、学園長の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の決定及び変更)

第2条 報酬は、年俸制とし、別表に定める区分による額の範囲内で、理事会において決定する。

2 前項の年俸額の12分の1を毎月支給する。

3 通勤費は、公共交通機関（新幹線指定席を含む。）を利用した交通費実費相当額を概算月極めにより支給する。

(他の職を兼ねる場合)

第3条 理事長又は学園長が、教員等他の職を兼ねる場合は、前条の年俸額から、当該職に係る報酬等を差し引いた額を支給する。

2 理事長が学園長の職を兼ねる場合は、学園長の報酬を支給しない。

(規程の改廃)

第4条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成13年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する（改正 規程名称、第1条、第2条第1項第3項、第3条）。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する（改正 第2条第1項第3項、第4条追加 第3条第2項、別表）。

別表

役 職 名	報酬の額
理 事 長	年額 1,560 万円
学 園 長	年額 360 万円